

# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)のお知らせ

## 長寿医療制度の保険料について次の変更をしました。

平成20年度の保険料の軽減が一部拡大になりました

次の方は保険料の軽減が拡大されます。

- ① 均等割が7割軽減されている方
- ② 8・5割軽減になります
- ③ 賦課となる所得が58万円以下の方

所得割額が5割軽減になります

この軽減は手続きが不要です。軽減になった方には8月以降に減額された後の保険料をお知らせします。

**保険料の納め方を変更できるよくなりました**

保険料を年金で納めている方で、次のいずれかに該当する場合は納め方を口座振替に変更できるようになりました。

去年までの国民健康保険税を完納していた方が口座振替を希望するとき

本人の年金の収入が180万円未満で、本人以外の世帯主や配偶者が口座振替での納付を希望するとき

《手続きのながれ》

口座振替を希望する方は手続きが必要です。

最初に、上の、に該当するか高齢者医療年金係に問い合わせてから手続きをしてください。

1 金融機関で「口座振替依頼書」を記入し提出してください(預金通帳、印鑑が必要です)

2 手続きが終わったら市役所名寄庁舎1階2番窓口へ(口座振替依頼書の本人控と保険証を持参してください)

3 「後期高齢者保険料納付方法変更申出書」を作成します

申し込みの時期によって、年金引き落としから口座振替に変更となる時期が異なります。

8月15(金)日までに手続きを終えると、10月からの年金引き去りが止まります。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合

011-290-5601

市民課高齢者医療年金係(名寄庁舎1階)

01654-2111  
内線3118

## 国保係からのお知らせ

国民健康保険税も今年10月より、年金からの納付制度がはじまります。しかし、長寿医療制度と同じ条件(上の、)の方には、口座振替での納税に変更が可能です。

国民健康保険税の口座振替への変更は、上の手続きの流れの1

2、窓口は3番になります。8月8日(金)までに手続きをしてください。

「限度額適用認定証」の更新

7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は、有効期限が平成20年7月31日となっています。8月以降も引き続き入院される場合は、新たに申請が必要となりますので印鑑と保険証をお持ちになり国保の窓口までお越しください。ただし、保険税の納付状況によって交付できない場合があります

問い合わせ

市民課国保係(名寄庁舎1階)

01654-2111  
内線3115

(風連庁舎1階)

01655-2511  
内線120

## 金婚を迎えるご夫婦に記念品を贈呈します

- ・対象：市内にお住まいの方で、今年で結婚50年を迎えるご夫婦(一度受けられた方は対称になりません)
- ・申込先：【名寄地区】各町内会長、市社会福祉協議会本所、市役所高齢福祉課  
【風連地区】市社会福祉協議会風連支所  
【智恵文地区】各町内会長
- ・申込期限：8月20日(水)
- ・問い合わせ：市社会福祉協議会本所 ☎01654-9862  
同風連支所 ☎01655-3777  
市役所高齢福祉課高齢福祉係 名寄庁舎2階 ☎01654-2111 内線3232

